

組 合 員 各 位

澁澤健康保険組合

健康保険証の暫定利用期間 終了のお知らせ

平素より当組合の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

すでに皆様にご案内のとおり、昨年 12 月 2 日から、健康保険証の新規発行は廃止となり、医療情報が登録されたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という)を利用する新制度へ移行しています。現在お持ちの健康保険証も、本年 12 月 1 日をもちまして暫定の利用期間が終了となります。別紙案内のとおり、組合員の皆様にはマイナ保険証へのスムーズな転換と利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、暫定利用期間以降の保険証の取扱いは、下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

記

1. 現行の健康保険証について

令和 7 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証は一切の利用ができなくなります。

2. 本年12月2日以降の対応（参照リーフレット:マイナ保険証のメリット）

①マイナンバーカードを保有し、すでに「マイナ保険証」として利用登録が完了している方

■ お手持ちの「マイナ保険証」を継続して使用してください。

② 既にマイナンバーカードを保有し、今後はマイナ保険証としての利用を希望する方

■ お手持ちのマイナンバーカードは、受診する医療機関またはコンビニで、利用登録を行えば、その時点から「マイナ保険証」として使用ができます。個別に健保へ申請する必要はありません。登録方法については別紙【①】を参照ください

③ マイナンバーカードを保有していないか、保有はしているが、マイナ保険証としての利用登録をしない予定の方。

■ 「マイナ保険証」に転換しない方には、保険証に代わって「資格確認書」を交付いたします。本年 10 月末までに、お勤め先へ交付申請を行ってください。

■ すでにマイナ保険証に利用登録を完了している方は、二重発行となるため「資格確認書」の交付ができません。

以 上

ご不明の点がありましたら、当健康保険組合まで御遠慮なくお問い合わせください。